

連載

間違えやすい

消費税の取引

早分かり講座

No.8 コンビニやスーパーでの買い物に関する
消費税の取扱い



税理士 佐藤充宏

多くの方がコンビニやスーパーで買い物をしますが、購入する商品によって消費税の取扱いが異なるので、注意が必要です。今回は、コンビニやスーパーで買い物をする際に気を付けたい消費税の取扱いについて見ていくことにしましょう。

■収入印紙と郵便切手のコンビニやスーパーでの購入

(1) 収入印紙

収入印紙を購入する場合には、非課税仕入れとなります。

(2) 郵便切手

郵便切手の購入についても非課税仕入れとされています。そのため、購入時にレシートを見ると、「非課税」と書かれています。そして、その郵便切手を使用した時に課税仕入れとなります。

これはどういうことかという点、郵便切手を購入した時点では、消費税が課税される「郵送」という役務の提供を受けていないので、購入時は非課税仕入れとして計上し、その郵便切手を使って郵送した段階で課税仕入れにするというイメージです。

しかし、この方法だと、郵便切手の購入時点と使用時点の各々で区分しなければならぬという負担が生じるため、一定の方法で簡便的に購入時に課税仕入れとする処理を認めています。

消費税軽減税率が適用される商品と適用されない商品等

令和1年10月1日より、消費税の税率が10%になりました。それに合わせて、一部の取引については消費税の税率が10%ではなく、軽減税率8%で計算されるものが規定されました。

■消費税軽減税率が適用される商品と適用されない商品等

令和1年10月1日より、消費税の税率が10%になりました。それに合わせて、一部の取引については消費税の税率が10%ではなく、軽減税率8%で計算されるものが規定されました。

具体的には軽減税率対象の品目は、一定の酒類を除いた飲食料品と定期購読契約に基づく新聞ですが、消費税税率10%と軽減税率8%のいずれの適用か間違えやすいものを確認しておきます。

(1) 酒類の購入

アルコールを含んだ酒類であれば、消費税率が全て10%と考えがちですが、アルコール分が「1度以上」の飲料のものが消費税税率10%になります。そのため、アルコール分が「1度未満」で